2－プロパノール プロパン プロピレングリコール ヘキサン 水 メタノール	
（略）	F　使用基準
（削除）	

（略）

酸性白土、カオリン、ベントナイト、タルク、ケイソウ土、パーライト、花こう斑岩、活性白土、クリストバル石及びゼオライト

酸性白土、カオリン、ベントナイト、タルク、ケイソウ土、パーライト、花こう斑岩、活性白土、クリストバル石及びゼオライトは、食品の製造又は加工上必要不可欠な場合以外は食品に使用してはならない。

酸性白土、カオリン、ベントナイト、タルク、ケイソウ土、パーライト、花こう斑岩、活性白土、クリストバル石及びゼオライトの食品中の残存量は、２物質以上使用する場合であっても、食品の0.50％（チューインガムにタルクのみを使用する場合には、5.0％）以下でなければならない。

（略）

2－プロパノール プロパン プロピレングリコール ヘキサン 水 メタノール	
（略）	F　使用基準

（略）

グアヤク脂

グアヤク脂は、油脂及びバター以外の食品に使用してはならない。

グアヤク脂の使用量は、グアヤク脂として、油脂及びバター１kgにつき1.0ｇ以下でなければならない。

（略）

酸性白土、カオリン、ベントナイト、タルク、ケイソウ土、パーライト、花こう斑岩、活性白土、クリストバル石、ゼオライト及びひる石

酸性白土、カオリン、ベントナイト、タルク、ケイソウ土、パーライト、花こう斑岩、活性白土、クリストバル石、ゼオライト及びひる石は、食品の製造又は加工上必要不可欠な場合以外は食品に使用してはならない。

酸性白土、カオリン、ベントナイト、タルク、ケイソウ土、パーライト、花こう斑岩、活性白土、クリストバル石、ゼオライト及びひる石の食品中の残存量は、２物質以上使用する場合であっても、食品の0.50％（チューインガムにタルクのみを使用する場合には、5.0％）以下でなければならない。

（略）

○消費者庁告示第九号

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成七年法律第百一号）附則第二条の三第五項の規定に基づき、既存添加物名簿の一部を改正する告示を次のように定め、告示の日から施行する。

令和七年八月二十五日

消費者庁長官　堀井奈津子

既存添加物名簿の一部を改正する告示

既存添加物名簿（平成八年厚生省告示第百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～四十　（略）	一～四十　（略）
（削る）	四十一　オゾケライト
四十一～六十二　（略）	四十二～六十三　（略）
六十三　カラメルⅠ（でん粉加水分解物、糖蜜又は糖類の食用炭水化物を熱処理して得られたものをいう。ただし、次号のカラメルⅡ、第六十五号のカラメルⅢ及び第六十六号のカラメルⅣを除く。）	六十四　カラメルⅠ（でん粉加水分解物、糖蜜又は糖類の食用炭水化物を熱処理して得られたものをいう。ただし、次号のカラメルⅡ、第六十六号のカラメルⅢ及び第六十七号のカラメルⅣを除く。）
六十四　カラメルⅡ（でん粉加水分解物、糖蜜又は糖類の食用炭水化物に亜硫酸化合物を加えて熱処理して得られたものをいう。ただし、第六十六号のカラメルⅣを除く。）	六十五　カラメルⅡ（でん粉加水分解物、糖蜜又は糖類の食用炭水化物に亜硫酸化合物を加えて熱処理して得られたものをいう。ただし、第六十七号のカラメルⅣを除く。）